

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を「」
に公布する。

令和八年一月五日

半田市長 久世孝宏

半田市条例第一号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年半田市

条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表十一月一日の項中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{177.5}{100}$ 」に改める。

第二条 半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{172.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に、「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{175}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年四月一日か
ら施行する。

2 第一条の規定による改正後の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（期末手当の内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の半田市
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。